

市政を動かすのは
あなたが納める
税金です

市税は

納期限内に納めまじょう

納税は、日本国憲法に定められた国民の三大義務（教育、勤労、納税）の一つです。市税を納期限までに納めず滞納したままにしておくことは、納期限内に納税している大部分の納税義務者との公平性を欠くこととなります。また、滞納は市の財政を圧迫し、福祉・教育・生活環境などの住民サービスに支障をきたすこととなります。市では財源の確保と市民の税負担の公平性を確保するため、市税を滞納している人に対して厳しい姿勢で滞納解消に努めています。

市税の滞納状況

平成25年度に課税された一般市税（国民健康保険税を除く）の収納額は約141億8,207万円で、収納率は約98.4%です。これに過去の滞納分を合わせると収納率は約91.94%となります。一見91.94%は高い数値に見えますが、残りの8.06%の滞納があることは見落とすことはできません。また平成25年度に課税された一般市税で平成26年度に繰り越された滞納額は約2億3,000万円になります。これは平成27年度の市の防災費の当初予算の約3.3倍に相当します。適正な納税があれば多くの公共サービスをを行うことができるのです。

滞納すると負担が増えます

市税にはそれぞれ納期限がありその納期限を過ぎても納付がないときは滞納となります。滞納となった場合は市から督促状を発送し督促手数料（80円）が加算されます。さらに滞納期間に応じて年9.1%の延滞金が加算される負担が重くのしかかります。また、滞納処分を実施するため滞納者の財産などを調査することになります。

滞納処分を行います

地方税法では、滞納者の財産を差し押さえないければならないと定められています。

市では督促や催告に応じず滞納を続ける人には、滞納の額や期間にかかわらず早い段階から積極的に滞納処分を行っています。

滞納処分とは滞納者の財産を調査した後、換価価値のある財産を差し押さえて、その財産を処分し（財産が債権ではなく、動産や不動産の場合は、公売で売却し金銭に換えてから）、滞納市税を解消することです。この処分は本人の意思は関係なく強制的に行われるので、思わぬ財産を失うこともあります。

また、市税の滞納による負担は滞納者だけにかかるものではありません。これらの滞納整理にかかる経費も市税でまかなわれていることから、すべての納税者が滞納整理費を負担することになります。

◆滞納処分の流れ

税法には、「税金を納期限までに納めていただいた納税者との公平性を保つため、滞納している人の財産（預貯金・給与などの債権、動産、不動産、自動車など）を差し押さえなければならぬ」と、定められています。

督促

納期限までに納付されない場合には督促状を発送します。（督促手数料…1通80円）

催告

催告状などを発送し、納付を促します。（催告状を出さない場合もあります。）

財産調査

金融機関・勤務先などに対し、債権（預貯金・給与など）の照会を行います。

差し押さえ

債権（預貯金・給与など）、証券・出資金、動産、自動車、不動産などを差し押さえます。（建物内を搜索する場合もあります。）



換価・充当

債権は現金にして、動産・自動車・不動産などは公売し、売却代金をそれぞれ市税に充当します。

不必要な出費を減らすためにも、市税を納期内に納付するよう心がけてください。

納期内に自主納付を

納税は納期内に自主的に納付することが原則です。市では、自主的な納税を推進するため、口座振替の推奨やコンビニエンスストアでの納税、夜間窓口の開設をしています。平日の昼間に納付することが困難な人はご利用ください。

納め忘れのない 口座振替をご利用ください

口座振替で納税すると、納期ごとに市役所窓口や金融機関に向く必要が

差し押さえと公売実施状況(3月25日現在)

	収納金額 (差し押さえ件数)	売却金額 (公売回数)
平成22年度	483,602,881円 (1,657件)	24,315,501円 (2回)
平成23年度	154,741,451円 (1,306件)	1,305,635円 (3回)
平成24年度	136,119,533円 (1,404件)	2,134,907円 (7回)
平成25年度	108,445,081円 (963件)	21,870,493円 (8回)
平成26年度	145,301,326円 (1,116件)	9,864,350円 (12回)

さまざまな納付方法

種類	内容
コンビニエンスストアでの納付	【対象店舗】 エブリワン、MMK 設置店、くらしハウス、ココストア、コミュニティ・ストア、サークルK、サンクス、スーパー北海道、スリーエイト、スリーエフ、生活彩家、セイコーマート、セーブオン、セブン-イレブン、タイエー、デイリーヤマザキ、ハセガワストア、ファミリーマート、ポプラ、ミニストップ、ヤマザキスペシャルパートナーショップ、ヤマザキデイリーストアー、ニューヤマザキデイリーストアー、ローソン(50音順) ※納期限を過ぎると、納付できなくなります。
夜間窓口	【とき】 毎週木曜日(祝日・年末年始を除く。) 午後7時30分まで 【ところ】 収税課(本庁のみ)
口座振替による納付 ※申し込みにより、指定する金融機関の口座から振替納付ができます。	【取扱金融機関】 百五銀行、三重銀行、第三銀行、中京銀行、滋賀銀行、南都銀行、三菱東京UFJ銀行、北伊勢上野信用金庫、伊賀北部農業協同組合、伊賀南部農業協同組合、東海労働金庫、ゆうちょ銀行・郵便局 以上の本店・各支店 【振替日】 各納期限日

ありません。一度手続きをすれば翌年度以降も自動的に継続されます。

も、登録した口座の情報は残ります。口座振替をやめる場合は、金融機関で解約の手続きをしてください。

【申込方法】 預金通帳、通帳の届出印鑑を用意して金融機関へお申し込みください。

【納税に困ったらまず相談】 病气や事業の廃止など、やむを得ない事情により、納期内での納付が困難な人は、そのまま放置せずに電話や窓口で早めに相談してください。

※申込書は、市内の金融機関・収税課・各支所住民福祉課の窓口にあります。

事情により、分割納付や一定期間の納税の猶予などの適用を受けられる場合もあります。

※申し込みから口座振替開始まで、約一カ月必要です。

納税相談は市の開庁時間内に収税課で随時受け付けています。

【口座振替日】 各税の納期限日

また、夜間窓口を毎週木曜日の午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。(本庁のみ・市の休日を除く。)

※口座残高が不足している場合、振り替えはできません。

また、夜間窓口を毎週木曜日の午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。(本庁のみ・市の休日を除く。)

※一度振り替えることができなかった市税は再度振り替えることはできません。

また、夜間窓口を毎週木曜日の午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。(本庁のみ・市の休日を除く。)

【口座振替をやめる場合】 転出したときや死亡したときなど

また、夜間窓口を毎週木曜日の午後7時30分まで開設していますのでご利用ください。(本庁のみ・市の休日を除く。)

多重債務を

かかえてしまったら…

税金を滞納していて、消費者金融などから長期間にわたって借り入れがあり、多重債務で悩んでいる人は、納税相談実施時に、お伝えください。

過払い金が発生していれば、消費者金融から払いすぎたお金を返してもらえる場合があります。

また、市民生活課で、債務問題などでお困りの人を対象とした相談を随時受け付けています。

さらに、法律専門家による定期相談も実施していますので、ぜひご利用ください。



消費者相談専用ダイヤル

☎ 22・9626

※午前9時～午後4時

※サラ金・クレジット問題相談

月1回 ※予約制

問い合わせ

市民生活課

☎ 22・9638

問い合わせ 収税課

☎ 22・9612 FAX 22・9618